

第3次 都市計画マスタープラン 策定の基本方針

令和5年6月
龍ヶ崎市役所 都市整備部 都市計画課



1. 都市計画マスタープランとは

◇ 都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めたもの。

都市計画法 第18条の2(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、**当該市町村の都市計画に関する基本方針**を定めるものとする。

茨城県都市計画区域マスタープラン

2. 現行の都市計画マスタープランについて

◇ 現行の「龍ヶ崎市都市計画マスタープラン2017」は、平成29年3月に策定したもので、当市の最初の都市計画マスタープラン(H11策定、H20一部改定)に次ぐ、2期目の都市計画マスタープランです。

◇ 当時の最上位計画であった「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」に位置づけられた土地利用の構想や計画、関連施策の実現に向けて、都市計画の側面から補完するもの。

◇ 計画期間は、平成29年度からの10年間とし、平成38年(令和8年)を目標年次としている。また、中間年度(令和3年度)に**社会経済情勢の変化、都市が抱える課題・市民ニーズの変化等**により、計画の内容が実態と乖離していると判断された場合は、必要に応じて見直しを行うとされています。

3. 都市計画マスタープランの見直しに至る状況の変化

(1) 上位計画の計画更新

- ◇ 最上位計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョンfor2030」の策定完了
- ◇ 茨城県 龍ヶ崎・牛久都市計画 区域マスタープランの改定(R3.9月)

(2) 社会経済情勢の変化

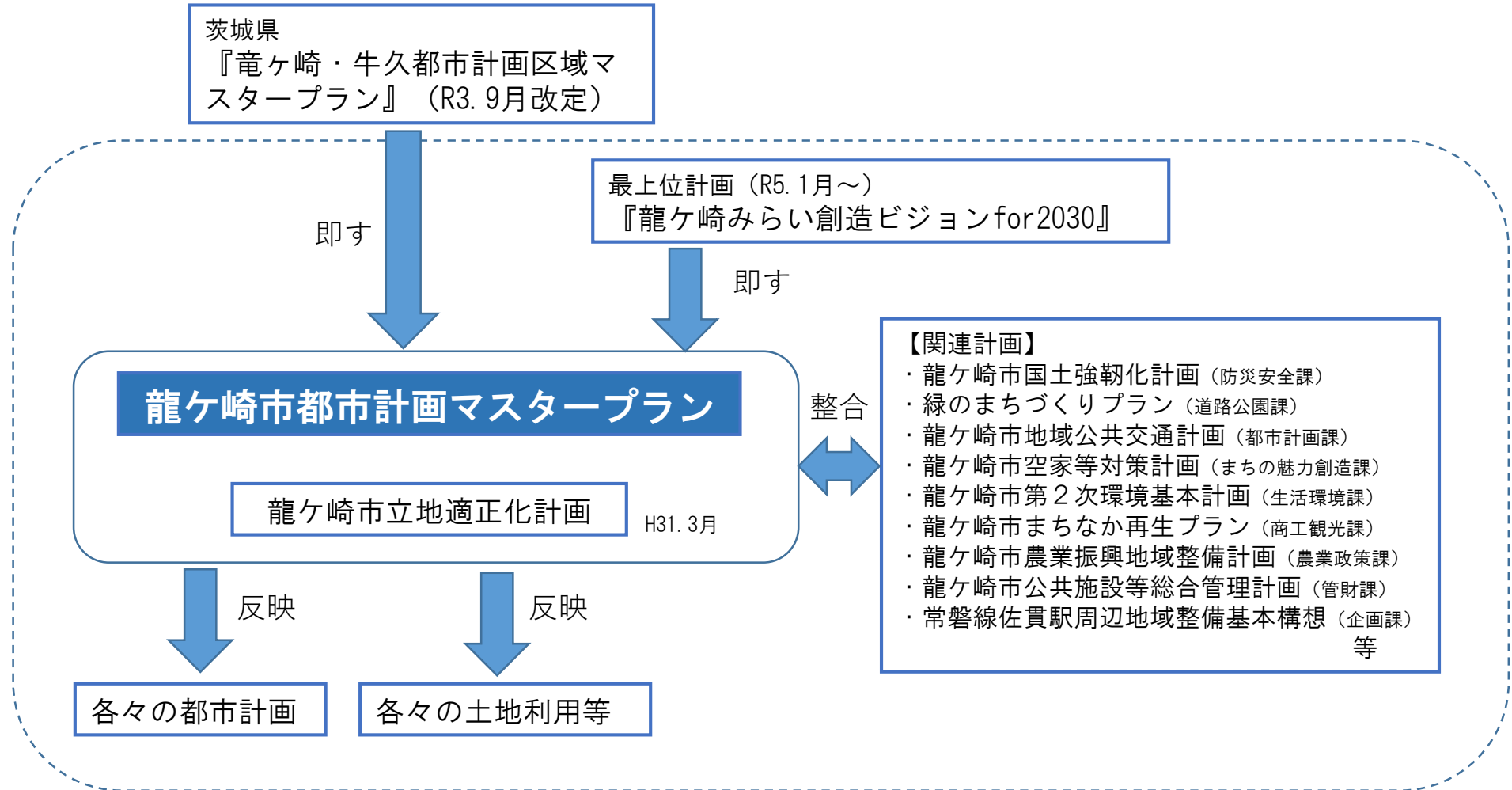
- ◇ 少子高齢化に起因し、想定を上回る速度で進行している人口減少問題
- ◇ 新型コロナウイルスの蔓延や働き方改革に伴う、ライフスタイルの変化
- ◇ 上記に起因する生活様式の変化等により、加速度的に進展する高度デジタル化社会の到来→デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進
- ◇ 外的要因によるエネルギー資源や食料資源などの枯渇化や高騰

(3) 都市が抱える課題の変化

- ◇ 都市のスプロール化、人口減少に起因する空家・空地の問題(都市のスポンジ化)
- ◇ 地球温暖化等の環境問題の進行に伴う、低炭素社会の実現
- ◇ 上記に起因すると考えられ、毎年のように発生する大規模降雨災害への対応
- ◇ 持続可能な開発目標(SDGs)への対応
- ◇ その他、都市が抱える課題への対応(都市のバリアフリー化、良好な景観の形成・保全 など)

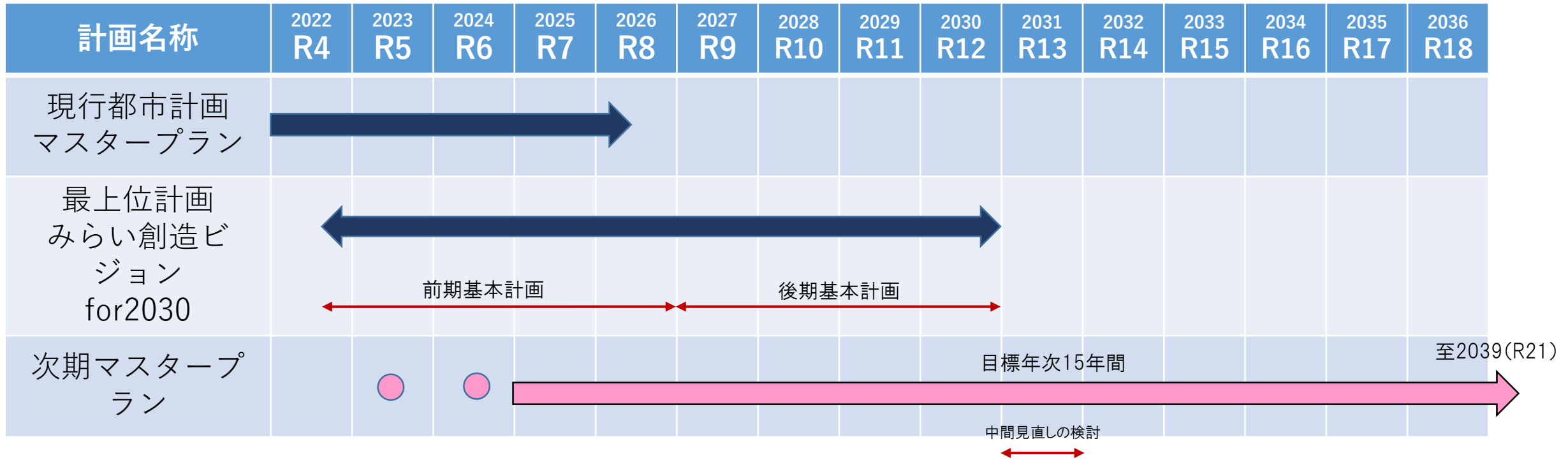
4. 上位・関連計画との関係

◇ 都市計画マスタープランは、市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョンfor2030」及び都市計画法第6条の2の規定に基づき、茨城県により定められた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）に則して定められるもので、龍ヶ崎市のまちづくりに関した基本的な方針です。



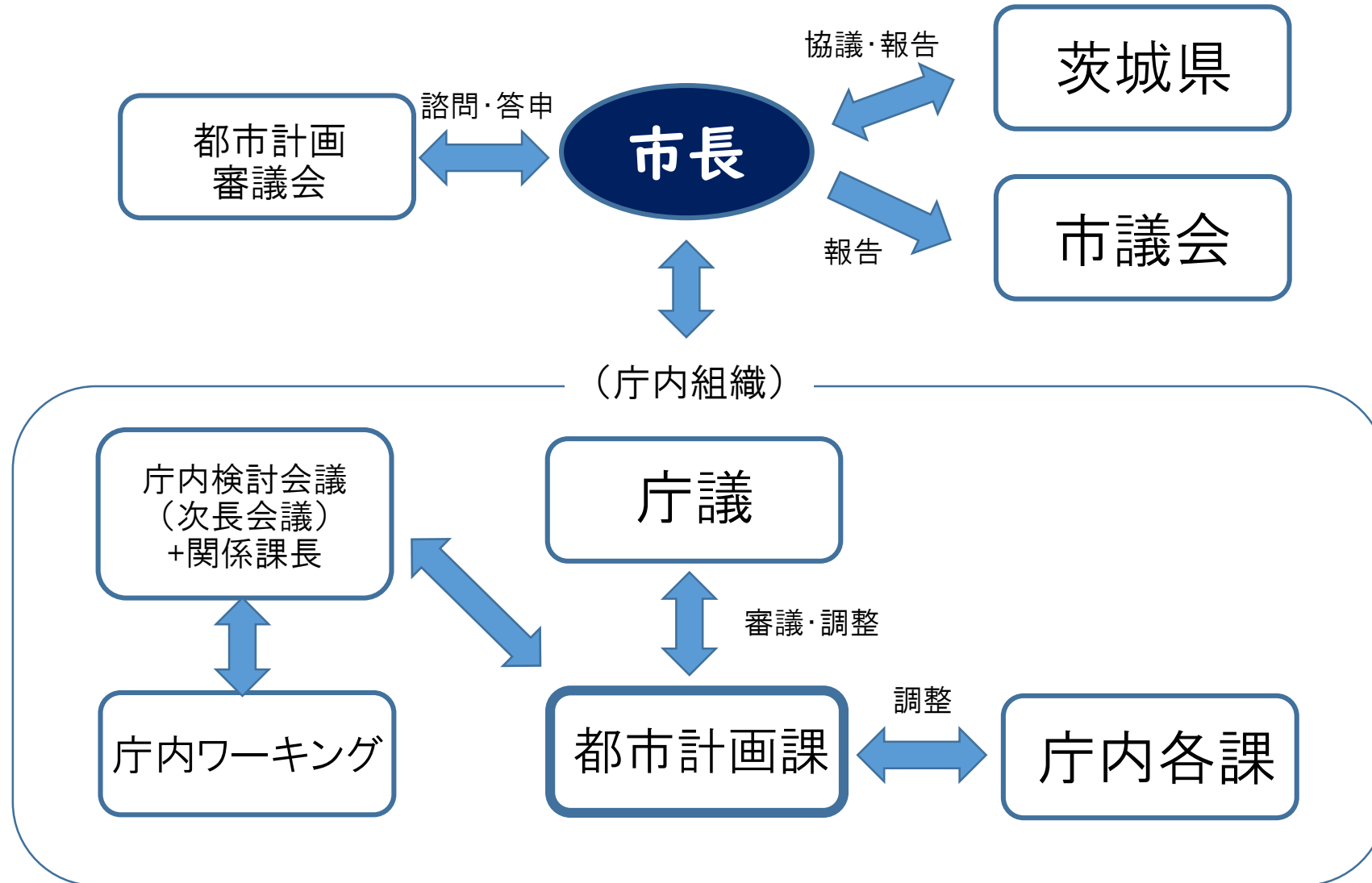
5. 計画期間・目標年次

◇計画期間を令和7年(2025年)からの15年間とし、目標年次を令和21年(2039年)とする。



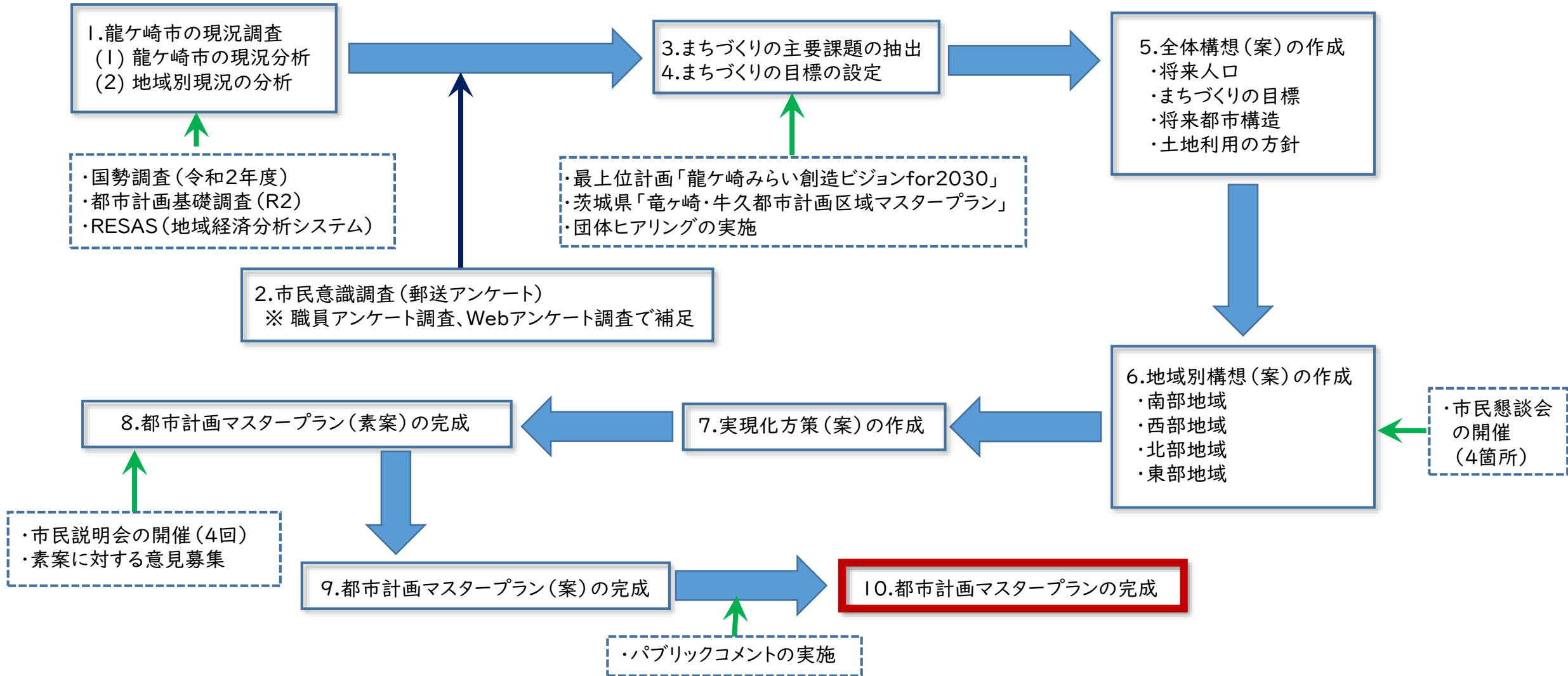
6. 策定体制

◇下記の体制により策定を進めます。

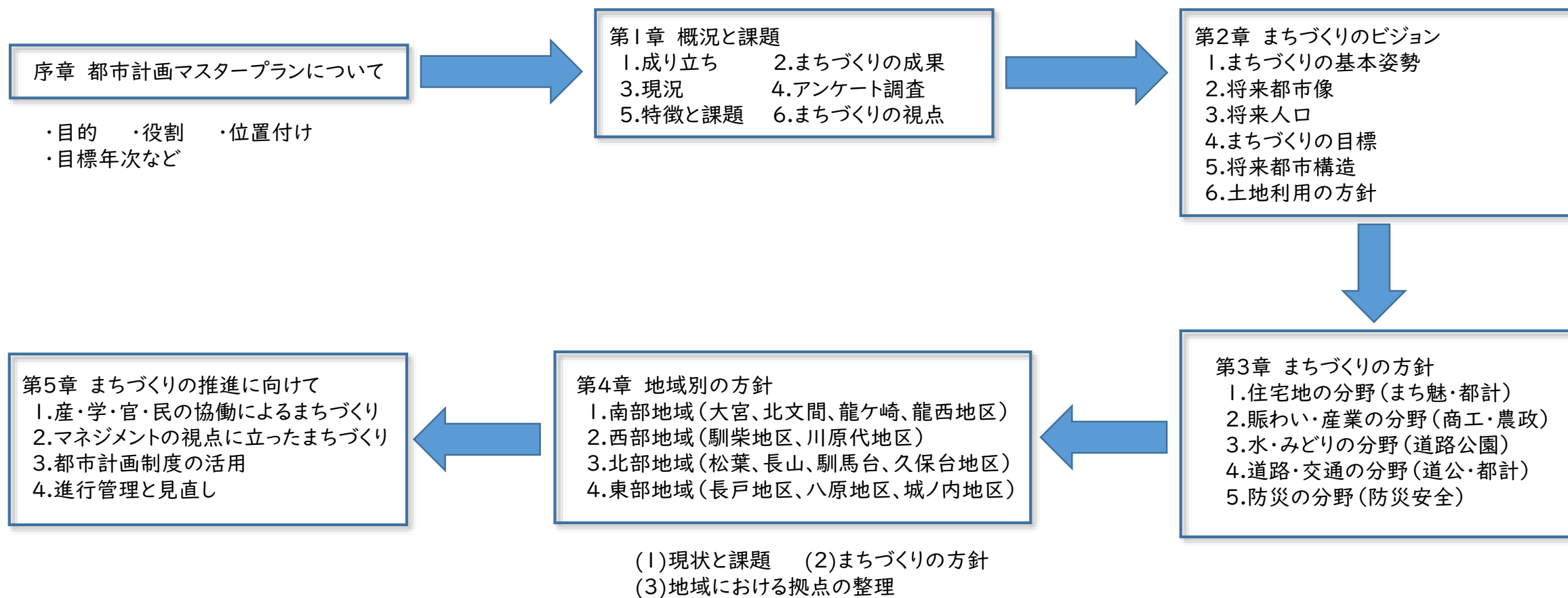


7. 策定フロー

◇下記の流れにより策定を進めます。



8. 計画の構成



9. 意見の反映措置について

◇都市計画マスタープランの策定にあたり、市民のみなさん等にご意見を伺う機会として、下記を実施する予定です。

- (1) 市民アンケート調査
- (2) 職員アンケート調査
- (3) Webアンケート調査(市公式LINE登録者等)
- (4) 高校生向けアンケート調査
- (5) 市民団体等ヒアリング
- (6) 市民懇談会(4地区、各1回程度)
- (7) 住民説明会(4回程度)
- (8) 素案に対する意見募集
- (9) パブリックコメント

10. 策定体制について

- (1) 龍ヶ崎市都市計画審議会
- (2) 茨城県(都市計画課)
- (3) 庁議
- (4) 市議会(常任委員会等)
- (5) 庁内検討会議
→ 次長会議 + 危機管理監、まちの魅力創造課長、管財課長
農業政策課長
- (6) 検討ワーキング
関係各課の主査級以上の職員で構成
 - ① 都市計画課(都市計画マスタープラン策定担当課)
 - ② 企画課(最上位計画との整合、総合調整等)
 - ③ まちの魅力創造課(地域資源活用、人口問題、空家対策等)
 - ④ 管財課(公共施設跡地活用等)
 - ⑤ 商工観光課(企業誘致、商工業・観光等)
 - ⑥ 道路公園課(道路、公園等)
 - ⑦ 下水道(下水道、上水道)